

# 回覧



平成27年1月15日（三股町）

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

## ◎読んだらすぐ隣へ回しましょう



- |   |  |             |
|---|--|-------------|
| <p>【分類】</p> <p>① 募集</p> <p>② 催し</p> <p>④ お知らせ</p> <p>⑤ 保健と福祉<br/>(子ども)</p> <p>⑧ 農林畜産業関連</p> <p>⑨ 相談</p> | <p>【No.】</p> <p>表紙 ◆ 「宮崎ねんりんピック2015」参加者を募集します</p> <p>1 ◆ 町営住宅入居者を募集します</p> <p>2 ◆ 平成27年度JA都城農業講座「ぼんちアグリスクール」の受講生を募集します</p> <p>◆ 水質検査員を募集します</p> <p>3 ◆ 2月7・8日、「三股町文化の祭典」を開催します</p> <p>◆ 「第91回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します</p> <p>4 ◆ 太陽光発電設備を設置した皆さん、1月末までに資産所有状況の申告が必要です</p> <p>5 ◆ 通学区域外通学許可基準に、新たに「調整区域」を加えました</p> <p>◆ 新成人の皆さん、20歳になったら国民年金の手続きが必要です</p> <p>6 ◆ 第2次三股町男女共同参画プラン策定に当たり、広く意見を求めます</p> <p>◆ 軽自動車税の税額が変わります</p> <p>◆ 町役場における原付(125cc以下)などの手続きに本人確認書類が必要となります</p> <p>7 ◆ 平成27年度 放課後児童クラブ利用には、2月16日(月)から3月7日(土)までに申請が必要です</p> <p>8 ◆ 屋外で鳥を飼育している人へ高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう</p> <p>◆ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による 町商品券交換事業を実施しています</p> <p>◆ 2月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします</p> <p>9 ◆ 「こころの健康相談」を実施します</p> <p>◆ 「行政相談」を実施します</p> <p>◆ 「法律相談」（無料）を実施します</p> | <p>【内容】</p> |
|---|--|-------------|



## ① 募集

### ◆ 「宮崎ねんりんピック2015」参加者を募集します



申込期間 **2月2日(月)～27日(金)**  
 〈2月28日(土)消印有効〉

- 開催日 = **5月17日(日)**、ゴルフ競技は**5月18日(月)**
- 会場 = KIRISHIMA ヤマザクラ宮崎県総合運動公園ほか
- 参加料 = **1人当たり500円** (参加決定後、郵便局での振り込みが必要です)
- 年齢基準 = 60歳以上 (昭和31年4月1日以前に生まれた人)

【申し込み方法】参加申込書に住所・氏名・生年月日・電話番号など必要事項をご記入の上、町教育課スポーツ振興係または宮崎県社会福祉協議会（長寿社会推進センター）にご提出ください。（申込用紙・競技実施要項は町役場にあり。宮崎県社会福祉協議会ホームページからダウンロードすることもできます）。ホームページアドレス <http://www.mkensha.or.jp>

#### 【ねんりんピック実施種目】（詳しくは競技実施要綱をご覧ください）

<input type="checkbox"/> ラージボール卓球	<input type="checkbox"/> バウンドテニス	<input type="checkbox"/> ボウリング
<input type="checkbox"/> テニス	<input type="checkbox"/> ミニバレーボール	<input type="checkbox"/> ゴルフ
<input type="checkbox"/> ソフトテニス	<input type="checkbox"/> ソフトバレーボール	<input type="checkbox"/> サッカー
<input type="checkbox"/> ソフトボール	<input type="checkbox"/> ミニテニス	<input type="checkbox"/> ラグビーフットボール
<input type="checkbox"/> ゲートボール	<input type="checkbox"/> 弓道	<input type="checkbox"/> パークゴルフ
<input type="checkbox"/> ペタンク	<input type="checkbox"/> 剣道	<input type="checkbox"/> 水泳
<input type="checkbox"/> ターゲット・バードゴルフ	<input type="checkbox"/> なぎなた	<input type="checkbox"/> 卓球バレー
<input type="checkbox"/> グラウンド・ゴルフ	<input type="checkbox"/> 武術太極拳	<input type="checkbox"/> 囲碁
<input type="checkbox"/> インディアカ	<input type="checkbox"/> 四半的弓道	<input type="checkbox"/> 将棋

\*○がついている種目は、全国健康福祉祭やまぐち大会の予選を兼ねています。

※お問い合わせは、

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会・長寿社会推進センター  
 (☎: 0985-31-9630・FAX: 0985-31-9665)  
 または、町教育課 スポーツ振興係 (中央公民館内)  
 (☎: 52-1111・内線433) にお願ひします。



## ◆ 町営住宅入居者を募集します



町営住宅の一部に空き室がありますので、募集を行います。

詳しい申込方法、申込基準や選考方法などについては、申込書類配付時に都市整備課窓口で説明します。

### 1. 申し込み資格

- ①現在、住宅に困窮していることが明らかな人であること。  
※原則として、公営住宅に住んでいる人、持ち家がある人は申し込めません。
- ②現在、同居している、または同居しようとする親族（婚約者を含む）があること。  
※婚約中の人は、申込日から3カ月以内に結婚（入籍）することが条件です。  
※離婚予定者（別居中・離婚調停中の人）は申し込めません。
- ③市町村税など、全ての税について滞納がないこと。
- ④公営住宅入居資格収入基準（月額）15万8千円以下であること。  
入居者により収入基準（月額）21万4千円以下（裁量世帯）に該当する場合があります。
- ⑤暴力団の構成員でないこと。
- ⑥入居後、団地での共同生活ができる人。



### 【長田地区住宅の申込資格】

- ①入居者および同居者が3人以上あること。
  - ②同居者もしくは同居しようとする親族が、長田へき地保育所または長田小学校に通所、通学する人がいること。
  - ③過疎地域（長田・梶山・宮村小学校区）以外の居住者であること。
  - ④現在、住宅に困窮していることが明らかな人であること。
  - ⑤市町村税など、全ての税について滞納がないこと。
  - ⑥暴力団の構成員でないこと。
- ◆入居できる期間は、現に同居し、または同居しようとする全ての親族が、長田小学校を卒業する年の3月31日までとします。

## 2. 申込書類の配布・受け付け

	申込書類の配布	申込受付
期 間	1月15日（木） ～2月4日（水） （土・日曜日を除く）	2月2日（月）～4日（水）
時 間	午前8時30分～午後5時	
場 所	町役場 都市整備課 建築係（2階 ⑨番窓口）	

※申込書には添付する書類が多数あります。

## 3. 抽選会（申込書類審査合格者のみ抽選会に参加できます）

日 時・・・2月27日（金）午後1時30分～  
場 所・・・町役場4階 第1会議室（エレベーターをご利用ください）

## 4. 対象住宅は別表の通りです。

※家賃は申込者の収入などにより異なります。

### ◎ 対象住宅（抽選）一覧表

団地名	構造	戸数	階数 号数	建築 年度	間取り	家 賃 (円)	備 考
長田 (ながた)	(一戸建て) 木造平屋	1戸	7号	昭和 61	3DK 和室6畳 和室6畳 和室6畳 DK	1万2,000 ～ 1万7,800	・長田小校区 ・トイレ（簡易水洗） ・シャワーなし
長田 地区 住宅 (ながたちく じゅうたく)	(一戸建て) 木造平屋	1戸	—	平成 25	3LDK 洋室6畳 洋室6畳 洋室6畳 LDK	2万4,200 ～ 3万6,000	・長田小校区 ・トイレ（水洗） ・浄化槽管理費あり <b>※申し込み条件あり</b>

※裁量世帯（未就学児がいる世帯など）については、別家賃となります。

※お問い合わせは、都市整備課 建築係（2階 ⑨番窓口）

（☎：52-1111・内線242・243）をお願いします。



## ◆ 平成27年度JA都城農業講座 「ぼんちアグリスクール」の受講生を募集します

JA都城では、農業に関心があり、自分で作った野菜を農産物直売所などへ出荷してみたいと考えている人や就農に意欲のある人を対象に、農業についての基礎知識の習得やほ場における研修を通じて栽培実習を行います。

### <募集要項>

募集人員	10人程度(ただし三股町・都城市内に居住の人に限りです)。
講座内容	講座・栽培実習(カンショ・サトイモ)農家実習などを通じてスクーリング形式で学びます。
受講料	1人当たり4,000円 (傷害共済掛金、資料代などに充当)の負担金
応募方法	官製はがきに次の事項を記入して応募してください。 ①住所、②氏名(ふりがな)、③生年月日、④性別、⑤電話番号、⑥職業、⑦応募申し込みの動機や農業に対する思いなど、⑧野菜を作っている畑の面積(*野菜を作っていない人は未記入で結構です)★応募多数の場合は抽選で決定します。
申込先	〒885-0004 都城市都北町5708 都城地域農業振興センター
募集期間	2月27日(金)当日消印有効
その他	新規受講生(過去、本講座を受講していない人)を優先的に採用します。

### <講座概要>

期間	平成27年3月～10月【毎月水曜日開催：実習6回、講座5回程度、農家実習(回数未定)】 ★諸事情により、曜日などが変更になる場合もあります。
時間	座学 午前10時～(2時間程度) 実習 午前9時～(3時間程度)
場所	JA都城都北事業所、北諸県農業改良普及センター、 実習先ほ場
開講式	平成27年3月18日(水) ★具体的な講座内容については開講式の時に案内します。

※お問い合わせは、  
〒885-0004 都城市都北町5708 都城地域農業振興センター  
【事務局：JA都城 営農企画室 地域営農振興課】  
(☎：38-6693 FAX：38-6692) お願いします。



## ◆ 水質検査員を募集します

水道水は、「濁り・臭気・塩素の残留効果」について、1日1回以上検査を実施するよう水道法の規定により定められています。

そこで、町はこのたび、水質検査を行う水質検査員を募集します。

なお、この水質検査は1年を通し毎日欠かさず検査し、毎月1回検査状況を報告する必要があります。

募集地域	宮村地区、植木地区、蓼池地区、梶山地区、大野地区、轟木地区、東原・稗田地区
募集人員	上記7地区から各1人(計7人)
検査方法	目視による色・濁りの有無、臭気の有無、検査キットによる残留塩素測定。1回の検査に要する時間は5分程度です。
検査場所	自宅。普段ご使用の水道水を採取し検査します。
報酬額	月額6,570円
契約期間	1. 平成27年4月1日(水)～平成28年3月31日(木)【1年間】 2. 上記期間にかかわらず更新することができます。ただし、原則として2年を限度とします。
申込方法	下記までご連絡ください。
申込期限	1月30日(金)

※お問い合わせは、環境水道課 上水道係(2階 ⑩番窓口)  
(☎：52-1111・内線271) お願いします。



② 催し

◆ 2月7・8日、「三股町文化の祭典」を開催します

毎年、町内外の多くの方が参加する「三股町文化の祭典」。ことしも次の通り実施します。

童謡・唱歌、短歌や舞踊などの芸能披露、生涯学習の発表、講演会など、多彩な内容となっています。ご家族・ご友人お誘い合わせの上、ぜひ気軽にご来場ください。入場は無料です。

日 時	<b>2月7日（土）午前9時30分～</b> <b>8日（日）午前9時～</b>
場 所	三股町立文化会館
内 容	<p>●7日（土）</p> <p>第1部 童謡まつり（午前9時40分～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・童謡・唱歌愛好団体・個人（16組）によるステージ</li> <li>・ゲスト「spirit（スピリット）」コンサート</li> </ul> <p>第2部 文化芸能まつり（午後1時30分～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歌詠み会（三股町短歌会会員・小中学生による短歌朗詠）</li> <li>・舞踊などの芸能披露（団体の部、師匠の部）</li> </ul>
	<p>●8日（日）</p> <p>第3部 元気まつり（午前9時～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習教室（36団体）などの舞台発表</li> <li>・生涯学習教室の作品展示（7、8日とも開催しています）</li> <li>・生涯学習講演会 レポーター・菊田あや子さん</li> </ul>

※お問い合わせは、  
「三股町文化の祭典実行委員会」事務局（町立文化会館内）  
（☎：51-3462）にお願いします。



◆「第91回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	<b>1月25日（日）【毎月第4日曜日開催】</b> ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	<b>午前8時～10時30分ごろ</b>
場 所	<b>町物産館「よかもんや」前駐車場</b> <b>（JR三股駅東隣）</b>

朝市

町内農家が愛情たっぷり注いで栽培した新鮮な野菜をはじめ、果物や海産物、農産加工品、工芸品、また大人気の猪汁や焼きそばなど、朝市でしか買えない限定商品が販売されます。

新年最初の朝市は、いつもの抽選会をより豪華にして実施します！

毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか。皆さまのお越しを心よりお待ちしております。

●お楽しみ抽選会は午前10時ごろより開催します

お買物してもらえるポイント引換券を持ってポイント引換所へお越しください。そこで、抽選券をもらうことができます。

抽選券は1人につき1枚までです。

※雨の場合、抽選を行わない場合があります。ご了承ください。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します

お買物してもらえるポイント引換券を持ってポイント引換所へお越しください。引換券1枚で1ポイントもらえます。20ポイントためると500円分の商品券と交換します。

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。

※新規出店者（出店料500円）も募集しています。

※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は三股町物産館よかもんやへ

■主催／みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、三股町物産館よかもんや  
（☎：52-3131）にお願いします。

「ん」のつく町の  
「ん」のつく店で  
新春の「ん（運）」試しをしよう！



④ お知らせ

◆ 太陽光発電設備を設置した皆さん、  
1月末までに資産所有状況の申告が必要です

毎年、1月1日現在で事業用資産を所有している人は、資産の所有状況をその年の1月31日までに町に申告することとなっています。

発電量を売電することを目的に家屋の屋根や土地に設置した太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備）などは固定資産税（償却資産）の課税対象となる場合があります。

◆表1 設置者および発電規模別課税区分

設置者	10 <sup>キロワット</sup> 以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10 <sup>キロワット</sup> 未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量または余剰を売電する場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は <b>課税の対象</b> となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては <b>課税の対象外</b> となります。
個人 (事業用)	個人であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として <b>課税の対象</b> となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として <b>課税の対象</b> となります。	



◆表2 発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計など
家屋に一体の建材(屋根材など)として設置	家屋		償却	償却	償却	償却
架台に載せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所(地上や屋根の要件を満たしていない構築物など)に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※家屋以外の場所に設置し、太陽光発電設備以外のフェンスや舗装、砂利なども国税申告などで減価償却する場合は償却資産の対象となります。

固定資産税の課税標準の特例

固定価格買取制度の認定を受けて取得した太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備）について、次の条件を満たす場合、**3年度分、課税標準額が価格の3分の2**になります。

**経済産業省が発行する10<sup>キロワット</sup>以上の太陽光発電設備である認定通知書の写し、電力会社が発行する「電力供給契約」などの写しを償却資産申告書と一緒にご提出ください。**

<条件>

- ①固定価格買取制度の認定を受けて取得した再生可能エネルギー発電設備であること。
- ②再生可能エネルギー発電設備の認定通知書に記載されている「発電出力」が10<sup>キロワット</sup>以上で太陽光発電設備であること。
- ③平成24年5月29日（火）～平成28年3月31日（木）に取得した資産であること。

※お問い合わせは、税務財政課 資産税係（1階 ⑤番窓口）  
（☎：52-1111・内線142・143）にお願いします。

## ◆ 通学区域外通学許可基準に、 新たに「調整区域」を加えました

三股西小学校では、児童数の増加による教室不足が懸念されています。この問題の解消策の一つとして、次に掲げる地域に住所のある児童は、保護者が町教育委員会に申請することで三股小学校に通うことができるようになりました。

対象通学区域	下新馬場、稗田、東植木、西植木
対象学年	全学年児童・平成27年度新入学児童
対象期間	卒業まで（許可後の変更については原則認めません）
申請方法	通学区域外通学申請書を町教委 教育課 学校教育係にご提出ください。 （申請書は、町中央公民館内 町教育課にあります）。
申請期間	<b>1月30日（金）まで</b>
許可決定	申請のあった保護者に直接お知らせします。
通学方法	保護者の負担と責任のもと、子どもの自力通学とします。
実施開始年度	平成27年度（平成27年4月）から

※申請は、毎年度行います（申請期間については、毎年度お知らせします）。

※希望者多数の場合は抽選を行うこともあります。

※申請書を提出しなければ、対象通学区域（下新馬場、稗田、東植木、西植木）は従来通り、三股西小学校に通学することとなります。

※お申し込み・お問い合わせは、町教委 教育課 学校教育係  
（☎：52-1111・内線422）にお願いします。



## ◆ 新成人の皆さん、20歳になったら 国民年金の手続きが必要です



国民年金は、年を取ったときや、いざというときの生活を、現役世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年を取ったときや、病気やけがで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

### 国民年金のポイント

#### ■将来の大きな支えになります＝

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため、安定しています。また年金の給付は生涯にわたって保障されます。

#### ■老後のためだけのものではありません＝

国民年金には、年を取ったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取ることができます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持していた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取ることができます。

### 「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

#### ■学生納付特例制度＝

学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

#### ■若年者納付猶予制度＝

学生でない30歳未満の人で、本人・配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。詳しくはお問い合わせください。

※お問い合わせは、三股町 町民保健課

国保年金係（☎：52-1111・内線113）

都城年金事務所（☎（代）：23-2571）にお願いします。



## ◆第2次三股町男女共同参画プラン策定に当たり、 広く意見を求めます

本町では、「ひとの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」を推進するため「第2次三股町男女共同参画プラン」として総称し、素案を作成しました。つきましてはこれを公表し、町民の皆さんから意見を募集します。

意見の募集期間	<b>1月23日（金）まで</b>
公表の場所	1) 町総務課 ※月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時（土・日曜日および祝日は除く） 2) 町ホームページ（パブリックコメントページ） <b>町公式サイトアドレス <a href="http://www.town.mimata.lg.jp/">http://www.town.mimata.lg.jp/</a></b>
意見の提出書類	公表の場所に設置してある「意見等提出書」をご利用ください。また町公式サイトからも取得できます。
提出方法	住所、氏名または団体名を明記し、封書で郵送またはご持参ください。ファクス、メールも受け付けます。
取り扱いおよび公表	①寄せられたご意見などを考慮して、構想の素案に反映させるとともにその概要およびこれに対する町の考え方を公表します（住所、氏名などの個人情報には公表しません）。 ②寄せられたご意見などを基に案を修正したときには、修正内容およびその理由について公表します。 ③お寄せいただいたご意見などに対して、個別の回答はしません。あらかじめご了承ください。
結果の公表場所および公表	①町総務課で閲覧 ②町公式サイトのパブリックコメントページに掲載

※意見の提出先・お問い合わせは、  
〒889-1995 北諸県郡三股町五本松1-1  
総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）  
（☎：52-1111・内線232）にお願いします。



## ◆軽自動車税の税額が変わります

平成26年度の税制改正により、平成27年度分から軽自動車の税額が変更になります。なお平成28年度からは、環境負荷の小さい自動車の普及を進めるため、新車登録から13年を経過した軽四輪車などに対し、経年重課税率が適用され税額が上がります。経年重課の対象となる車両は、「新車登録が平成14年以前の三輪以上の車両」です。新車登録年月は、車検証の「初度検査年月」欄で確認できます。

■軽自動車(三輪以上の軽自動車)＝

区分		①現行税額 初度検査が平成27年 3月31日以前の車両	②新税額 初度検査が平成27年 4月1日以降の車両	③経年重課対象車両 初度検査後13年を経過し た車両(平成28年度から)
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	1万2,900円
		営業用	5,500円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	6,000円
		営業用	3,000円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円

■原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車＝

区分		①平成26年度 までの税額	②平成27年度 からの税額	③経年重課対象車両 初度検査後13年 が経過した車両(平成28年度から)
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	適用されません
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円	
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円	
	ミニカー	2,500円	3,700円	
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,400円	
	その他	4,700円	5,900円	
軽二輪	125cc超 250cc以下	2,400円	3,600円	
二輪小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円	

## ◆町役場における原付(125cc以下)などの手続きに本人確認書類 が必要となります

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の町役場における諸手続きには、1月5日(月)から申告者の本人確認ができる証明などが必要となります。

変更開始日	平成27年1月5日(月)から
変更内容	原付などの登録・廃車・名義変更などの際、申告者(本人・代理人)に本人確認ができる証明などの提示を依頼し、記載内容と照合します。
本人確認ができる証明など	運転免許証、住基カード、健康保険証、その他公的機関が発行する証明書
その他手続きに必要なもの	申告者の印かん(認め印可)と、以下のものがが必要です。 ・登録・名義変更などの場合＝ 車体番号、車体メーカー名(生産会社名)、排気量が分かるもの ・廃車の場合＝ナンバープレート
手続き場所	町役場1階 ⑤番窓口 税務財政課 住民税係

※原付バイクなどを登録しようとする住所に住民登録がない場合は、免許証または住民票の写しをとり、住民登録地の住所、世帯主名、電話番号を記載していただきます。

※お問い合わせは、税務財政課 住民税係(1階 ⑤番窓口)  
(☎：52-1111・内線133・134)にお願いします。



## ⑤ 保健と福祉（子ども）

### ◆ 平成27年度 放課後児童クラブ利用には、 2月16日(月)から3月7日(土)までに申請が必要です

放課後児童クラブは、町内の児童館などで、放課後に就労などで保護者がいない児童に、適切な遊び・生活の場を与え、健全な育成につなげることを目的としています。

利用するには、児童クラブへの「登録」が必要です。登録を希望する家庭は、新規・継続を問わず、必ず申請してください。

#### ■開設日・開設時間など＝

開設日	利用時間	利用料金
月曜日～金曜日	午後2時～午後6時	無料
土曜日、春・夏・冬休み	午前9時～午後6時	
		午前8時～午後6時

■休館日＝日曜日、祝日、お盆(8月13日～15日)、  
年末年始(12月29日～翌年1月3日)  
その他(台風やインフルエンザなどで学校が休校の場合)。

■登録期間＝平成27年4月1日(水)～平成28年3月31日(木)

#### ■対象児童＝

- ①放課後に就労などで保護者のいない児童  
(原則として平成27年4月現在で小学1～3年生の児童)
- ②保護者に健康上の理由がある場合や健全育成上指導を要する児童  
※上記のいずれかに該当し、開館日数の「2分の1」以上利用することと、  
保護者の責任で送迎を行うことが必要です。

#### ■登録申請＝

放課後児童クラブ(無料)に登録を希望する児童の保護者は、

- ①放課後児童クラブ登録申請書一式と②就労・内職証明書をそろえてご提出ください(地区・学年・定員など調整の上、決定します。必ずしも希望の放課後児童クラブに登録できるとは限りませんのでご了承ください)。

申請書類	2月2日(月)から各児童クラブで配布します。
申請期間	<b>2月16日(月)～3月7日(土)</b>
申請書類提出先	各児童クラブにご提出ください。

#### ■有料児童クラブも利用できます＝

※「児童クラブ登録者」で希望者のみが対象です。

申請方法	利用月の前月までに申請書をご提出ください。 月毎の申請が必要です。
利用料金	月額1人2千円(割引・払い戻しなし)
支払方法	納付書にてお支払いください。
提出先	各児童クラブ

#### ■登録許可＝

申請期間内の申請者には3月中旬以降に、各児童クラブより「三股町放課後児童クラブ登録許可書」を渡します。

#### ■実施児童館など＝

名称	開設場所	電話番号
三股小児童クラブ	三股小児童クラブ室	51-0606
プラザ児童クラブ	第2地区交流プラザ	52-1099
上米児童クラブ	上米満児童館	52-4373
新馬場児童クラブ	新馬場児童館	52-3948
東原児童クラブ	東原児童館	52-0336
今市児童クラブ	今市児童館	52-1814
植木児童クラブ	植木児童館	52-1092
蓼池児童クラブ	蓼池児童館	52-3947
前目児童クラブ	前目児童館	52-4844
梶山児童クラブ	梶山児童館	52-1251
長田児童クラブ	長田児童館	54-1213
宮村児童クラブ	宮村児童館	52-5533

#### ■帰宅時等の送迎＝

児童の送迎は保護者の責任において行うのが原則です。

学校終了後、児童は直接クラブへ向かい、帰宅の際は午後6時までに迎えが必要です。土曜日、夏休みなどは送迎をお願いします。

※お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係 (☎: 52-1111・内線166)

または、各児童クラブにお問合わせください。





⑧ 農林畜産業関連



◆ 屋外で鳥を飼育している人へ  
高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう



昨年、宮崎県延岡市で、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。また国内の野鳥からも高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されるなど、感染が懸念されます。

屋外で鳥を飼育している人・事業所におかれましては、次のことに気をつけて飼育くださいますようお願いいたします。

◎ 餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう！

- ・ 餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。
- ・ 野鳥の嫌いな光を反射するコンパクトディスク(CD)などを飼育小屋の周りに付ける。
- ・ 飼育小屋の金網などの隙間・破れを防ぐ。

◎ 飼育小屋への出入り時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう！

◎ 湖や池などでの放し飼いは自粛しましょう！

◎ 鳥の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう！



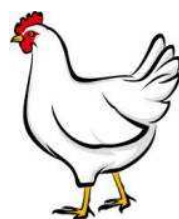
**消毒薬の必要な人には、町役場で配布を行っています。**

お願い

- 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。  
(捨てる[放置する]と、法律により罰せられる場合があります)
- 鳥に異常(続けて死亡した、首が曲がってきたなど)があるときは、以下の対応をお願いします。
  - ① 直ちに都城家畜保健衛生所に連絡する。
  - ② 飼育小屋から鳥・卵などを出さない。
- 死亡した野鳥を発見した場合は、北諸県農林振興局まで連絡してください。

※お問い合わせは、

- ・ 町産業振興課 畜産振興係 (役場3階 ⑫番窓口)  
(☎: 52-1111・内線343)
- ・ 都城家畜保健衛生所 (☎: 62-5151)
- ・ 北諸県農林振興局 (☎: 23-4523) にお問い合わせ。



◆ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による  
町商品券交換事業を実施しています

農家の皆さんへ

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃プラスチック類(ビニールなど)の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、**累積したポイント数に応じて「三股町商工会オリジナル商品券」との交換事業を行っています。**

農業用廃棄ビニールなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。  
適正処理への認識を高めていただくとともに、この事業に積極的にご参加くださいますようお願いいたします。


◎事業の対象者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ① 農業を営み、町内に居住していること。
- ② 協議会の実施する処理要領(処理日、場所や分別など)を守ること。

◆ 2月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

使用済みプラスチックは、排出業者(農業者)の責任で、適正に処理することが義務付けられています。

☆2月の農業用廃プラスチックの処理業務を次の通り実施します。

日時	2月4日(第1水曜日) ※2月は1回のみとなります 《午後1時30分～3時30分》	
	★雨天時は中止になる場合があります。 ★上記日時以外は受け入れできません。ご注意ください。	
場所	町最終処分場(クリーンヒルみまた) ☎: 52-5424	
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 <b>種類別・色別に分別</b> して20 <sup>キ</sup> 程度に結束して搬入してください。	
処理料金	塩化ビニール・・・ <b>キ<sup>ゴ</sup>当たり 6円</b>	
	ポリ系・・・ <b>キ<sup>ゴ</sup>当たり 23円</b>	
	硬質プラスチック類・・・ <b>キ<sup>ゴ</sup>当たり 41円</b>	
注意事項	★処理料金は <b>現金支払い</b> です。 ★ <b>印かん(認め印可)</b> をお持ちください。	

※お問い合わせは、(事務局)産業振興課 農業振興係(3階 ⑫番窓口)

(☎: 52-1111・内線353) にお問い合わせ。

## ⑨ 相談

### ◆「こころの健康相談」を実施します

ご家族や関係者からの相談も受け付けます。ぜひ、ご利用ください。

項目	内容
期 日	2月23日(月)・3月19日(木) ☆原則として毎月第3木曜日になります。
時 間	午後1時30分～4時
場 所	都城保健所(都城市上川東3-14-3)
相談体制	保健師が事前に相談を受け、必要と思われる人については医師による相談(予約制)を行います(無料)。
相談内容	①精神科の病気、心の健康に関する問題など、精神保健一般 ②不眠、抑うつ、過食・拒食、リストカット、引きこもりなど ③アルコール依存、薬物問題、そのほかの依存など
申し込み	事前に下記、保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください。

都城保健所管内は県内でも自殺死亡率が高い状況にあります。自殺した人の背景には、心の病気などがあるにもかかわらず、気軽に精神科などの専門医を受診できない状況もあるため、保健所では随時相談を受け付けています。

※お申し込み・お問い合わせは、

都城保健所 疾病対策担当保健師(☎: 23-4504)にお願いします。



### ◆「行政相談」を実施します



行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いた上で、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあつせんを行い、その解決や実現の促進を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事やその手続き、サービスについて困っていることはありませんか。相談は無料、予約なしでお気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守ります。

「行政相談」を次の通り実施しますので、お気軽にご相談ください。

期 日	2月2日(月)・2月16日(月)
時 間	午前10時～正午
場 所	総合福祉センター「元気の杜」
相談委員	下石 年成、大村 田三吉

※お問い合わせは、総務課 行政係(2階 ⑧番窓口)

(☎: 52-1111・内線234)にお願いします。

### ◆「法律相談」(無料)を実施します

社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	2月17日(火)・3月17日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金融上のもめ事など、生活についての法律上のあらゆる相談・悩み事に対して、司法書士が適切に回答します。
申し込み方法	当日は予約制です。人数に制限がありますので、相談を希望する人はお早めに電話で申し込むか、直接来館してお申し込みください。なお秘密は固く守られます。

※お申し込み・お問い合わせは、

社会福祉協議会(☎: 52-1246)にお願いします。

